199
2.4.28
付
小郡三井医師会

福県医発第３１６号（地）
令和２年４月２７日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長宛に通知された「『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布について（通知）」及び厚生労働省医政局医療経営支援課長より各都道府県医政主管部（局）長宛に通知された「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて」に関する通知がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きについて、定款変更の申請手続きの簡素化などの所要の見直しが行われた旨、通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事　田中久志
会長　島田昇二郎

日医発第 35 号（年税 2）（地 14）
令和 2 年 4 月 7 日

都道府県医師会
会長　殿

公益社団法人日本医師会
会長　横倉　義武
（ 公 印 省 略 ）

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて

この度、厚生労働省医政局長が各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長宛に通知した「『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布について（通知）」及び厚生労働省医政局医療経営支援課長が各都道府県医政主管部（局）長宛に通知した「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて」に関する通知文書並びに資料を送付いたします。

今般、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続について、定款変更の申請手続きの簡素化などの所要の見直しを行うこととなりました。

今回の都道府県知事・保健所設置市長・特別区長宛文書は、これらの見直しに伴い、本年 3 月 30 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 54 号）が公布されたことについて通知するものです。

今回の各都道府県医政主管部（局）長宛文書は、上記の医療法施行規則の改正を受けて、関係する通知を改正し、本年 4 月 1 日から適用することについて通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会医師会への本件の周知方ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

［添付資料］

○ 「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）（日本医師会長宛添書、厚生労働省医政局長）
○ 「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）（各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長宛文書、厚生労働省医政局長）
○ 令和2年厚生労働省令第54号（官報 号外第63号（令和2年3月30日）より抜粋）

○ 持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて（日本医師会担当理事宛添書、厚生労働省医政局医療経営支援課長）
○ 持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続きの見直しについて（各都道府県医政主管部（局）長宛文書、厚生労働省医政局医療経営支援課長）
○ 別添 1 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日日医発支発 0929 第 1 号）の一部改正
○ 別添1-2 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成29年9月29日日医発支発0929第1号）の「別添様式第6」の一部改正

○ 参考資料　持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について（厚生労働省）

医政発 0330 第２号
令和２年３月 30 日

公益社団法人　日本医師会　会長　殿

厚生労働省医政局長
（　公　印　省　略　）

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

別紙

医政発 0330 第２号
令和２年３月 30 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

令和２年度税制改正において、持ち分の定めのある医療法人から持ち分の定めのない医療法人への移行計画（以下「移行計画」という。）の認定の手続について、所要の見直しを行うこととなったことに伴い、本年３月 30 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和２年厚生労働省令第 54 号。以下「改正省令」という。）が公布されました。

改正省令による医療法施行規則の改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。併せて、今般の改正に伴い必要となる運用につきまして、遺漏のないよう対応方よろしくお願いいたします。

記

第１　改正省令について

医療法人が厚生労働大臣による移行計画の認定を受けた後の都道府県知事に対する定款変更の手続については、移行計画の認定を受けた旨の定款変更の申請の手続（１回目）を行った後、当該医療法人の持分を放棄し、残余財産の帰属に係る定款変更の申請の手続（２回目）を行うこととされていたところであるが、今般、１回目の定款変更の申請の手続を省略することに伴い、以下の改正を行う。

１　医療法人が移行計画を厚生労働大臣に提出するに当たり、移行計画に添付する定款に当該移行計画が適当である旨の認定を受ける旨を記載しなければならないという規定を削除すること。（改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「新規則」という。）第 57 条第１項関係）

２　厚生労働大臣による移行計画の認定の取消事由に関し、移行計画の認定を受けた日から３ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款変更について、都道府県知事による認可を受けなかったときとする規定を削除すること。（新規則第 59 条第２号関係）

３　厚生労働大臣による移行計画の認定を受けた旨の定款変更について、都道府県知事による認可を受けた場合は、当該認可を受けた日から３ヶ月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないとする規定を削除すること。（新規則第 60 条第２項関係）

第２　移行計画の認定を受けた旨の定款変更の申請の代替措置について

厚生労働大臣の移行計画の認定を行った後、速やかに、厚生労働省医政局医療経営支援課から当該医療法人が所在する都道府県の医療法人担当部署宛に、移行計画の認定を受けた医療法人名の一覧を送付するので、各都道府県におかれては、認定を受けた医療法人から残余財産の帰属に係る定款変更の申請があったときに、当該一覧を参照し、当該医療法人が移行計画の認定を受けている旨の確認を行うことをお願いしたい。

第３　施行期日

１　施行期日

改正省令は、令和２年４月１日から施行すること。

２　経過措置

新規則第 57 条、第 59 条及び第 60 条第２項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 54 条の９第３項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとすること。

また、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。なお、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとすること。

第４　関係通知の改正

改正省令の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

○厚生労働省令第五十四号

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第三項第一号、第十条の四第二項及び第十条の八の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（移行計画に添付する書類） **第五十七条**　（削る）	（移行計画に添付する書類） **第五十七条**　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。 2　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。 3　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一～三　（略）
平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。 2　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一～三　（略）	

（移行計画の認定の取消し）

第五十九条　平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　（略）

二　削除

三～八　（略）

（厚生労働大臣への報告）

第六十条　（略）

２　前項に定める場合のほか、認定医療法人は、新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。第五項において同じ。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一～三　（略）

３～５　（略）

（移行計画の認定の取消し）

第五十九条　平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　（略）

二　平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けなかつたとき。

三～八　（略）

（厚生労働大臣への報告）

第六十条　（略）

２　前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書（新医療法人へ移行する旨の定款の変更について、法第五十四条の九第三項の認可を受けた場合にあつては、附則様式第五による実施状況報告書及び附則様式第八による認定医療法人の運営の状況に関する報告書）に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

一～三　（略）

３～５　（略）

附則様式第五を次のように改める。

附則様式第５（附則第60条第１項から第３項まで関係）

実施状況報告書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

法人所在地
法　人　名
代表者の氏名　　印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の８の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

１　実施状況報告の種別　（　）医療法施行規則附則第60条第１項に基づく報告
（　）同条第２項に基づく報告
（新医療法人へ移行する旨の定款変更）
（　）同条第３項に基づく報告

２　報告が必要となった理由が生じた日　　年　月　日

３　新医療法人への移行の進捗状況等

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の医療法施行規則第五十七条、第五十九条及び第六十条第二項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の九第三項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

医政支発０３３０第２号
令 和 ２ 年 ３ 月 ３ ０ 日

公益社団法人日本医師会担当理事　殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続の見直しについて

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知を発出いたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いします。

別添

医政支発０３３０第１号
令 和 ２ 年 ３ 月 ３ ０ 日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公　印　省　略）

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の手続の見直しについて

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画（以下「移行計画」という。）の認定の手続について、所要の見直しを行うこととなったことに伴い、本日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和２年厚生労働省令第 54 号。以下「改正省令」という。）が公布されました。それに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、改正省令の施行日（令和２年４月１日）から適用することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

第１　改正通知

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
（平成 29 年９月 29 日医政支発 0929 第１号）　別添１

第２　施行期日等

上記の改正通知は本年４月１日より適用する。

ただし、改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 57 条、第 59 条及び第 60 条第２項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 54 条の９第３項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとすること。

また、改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。なお、改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとすること。

別添１

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年９月 29 日医政支発 0929 第１号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　移行計画の認定に当たっての留意事項	第３　移行計画の認定に当たっての留意事項
１　認定申請に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の３）	１　認定申請に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の３）
(1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。	(1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。
イ～ロ　（略）	イ～ロ　（略）
ハ　定款（平成 18 年改正法附則第 10 条の３第３項第１号）	ハ　定款変更案（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び新旧対照表（平成 18 年改正法附則第 10 条の３第３項第１号及び施行規則第 57 条第１項）
ニ～ト　（略）	ニ～ト　（略）
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）
３　認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の８）	３　認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の８）
削除	(1) 認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。 この認可を受けた場合には、認可を受けた日から起算して３か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、当該認可を受けた旨を報告しなければならない（施行規則第 60 条第２項）。
	イ　実施状況報告書（施行規則附則様式第５）　別添様式６

	ロ　変更認可後の定款及び新旧対照表 ハ　定款変更認可書の写し ニ　社員総会の議事録（ただし、認定申請において添付したものと同じ場合には、省略することができる。）
(1) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して１年を経過するごとに、その経過する日から起算して３か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない（施行規則第 60 条第１項）。	(2) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して１年を経過するごとに、その経過する日から起算して３か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない（施行規則第 60 条第１項）。
イ　実施状況報告書（施行規則附則様式第５）　別添様式６	イ　実施状況報告書（施行規則附則様式第５）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
(2)～(4)　（略）	(3)～(5)　（略）
４　認定医療法人の認定の取消し（平成 18 年改正法附則第 10 条の４第２項から第４項まで）	４　認定医療法人の認定の取消し（平成 18 年改正法附則第 10 条の４第２項から第４項まで）
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 厚生労働大臣は、上記３の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする（平成 18 年改正法附則第 10 条の４第２項及び施行規則第 59 条）。	(2) 厚生労働大臣は、上記３の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする（平成 18 年改正法附則第 10 条の４第２項及び施行規則第 59 条）。
イ　（略）	イ　（略）
削除	ロ　認定を受けた日から起算して３か月以内に、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について都道府県知事の認可を受けなかったとき（同条第２号）
ロ～ト	ハ～チ
第４・第５　（略）	第４・第５　（略）

第６　認定医療法人に係る定款の変更について	第６　認定医療法人に係る定款の変更について
削除	１　認定医療法人は、認定後速やかに、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更の認可について、都道府県知事に申請しなければならない。
１　（略）	２　（略）
２　上記１の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。	３　上記１及び２の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。
３　厚生労働大臣の移行計画の認定を行った後、速やかに、厚生労働省医政局医療経営支援課から当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県宛に、認定を受けた医療法人名の一覧を送付する。都道府県においては、認定を受けた医療法人から残余財産の帰属に係る定款変更の申請があった場合には、一覧を参照し、当該医療法人が認定を受けている旨の確認を行うこと。	新設
第７　（略）	第７　（略）
別添様式	別添様式

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年９月 29 日医政支発 0929 第１号）の「別添様式６」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添様式６ 附則様式第５（附則第 60 条第１項から第３項まで関係） 実施状況報告書 年　月　日 厚生労働大臣　殿 法人所在地 法　人　名 代表者の氏名　印 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の８の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。 記 １　実施状況報告の種別　（　）医療法施行規則附則第 60 条第１項に基づく報告 削除 （　）同条第２項に基づく報告 （新医療法人へ移行する旨の定款変更） （　）同条第３項に基づく報告 ２・３　（略）	別添様式６ 附則様式第５（附則第 60 条第１項から第３項まで関係） 実施状況報告書 年　月　日 厚生労働大臣　殿 法人所在地 法　人　名 代表者の氏名　印 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の８の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。 記 １　実施状況報告の種別　（　）医療法施行規則附則第 60 条第１項に基づく報告 （　）同条第２項に基づく報告 （移行計画の認定を受けた旨の定款変更） （　）同条第２項に基づく報告 （新医療法人へ移行する旨の定款変更） （　）同条第３項に基づく報告 ２・３　（略）

持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について

変更の内容

▶令和2年4月1日以降は、都道府県における定款変更の認可を２回から１回に変更する。
- 厚生労働大臣から移行計画の認定を受けた後、認定を受けた旨を記載した定款変更について、３ヶ月以内に都道府県知事の認可を受ける必要があるが、これを廃止する。
- 都道府県知事の認可を受けた日から３ヶ月以内に、認可を受けた旨を厚生労働大臣に報告する必要があるが、これを廃止する。

▶令和2年4月1日以降に厚生労働大臣に対して移行計画認定申請書を提出する場合は、申請時点の定款を添付する。

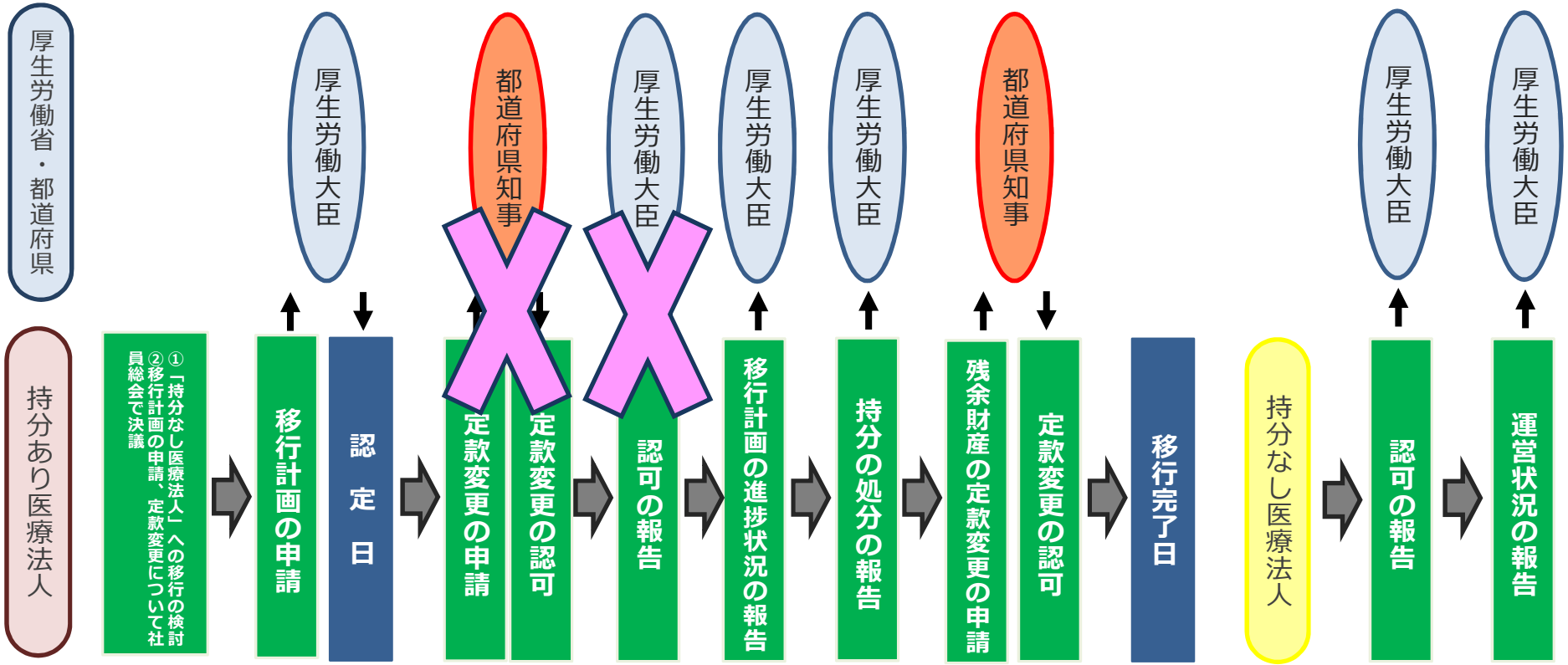

移行計画認定制度の手続きの流れ（令和２年４月１日以降）

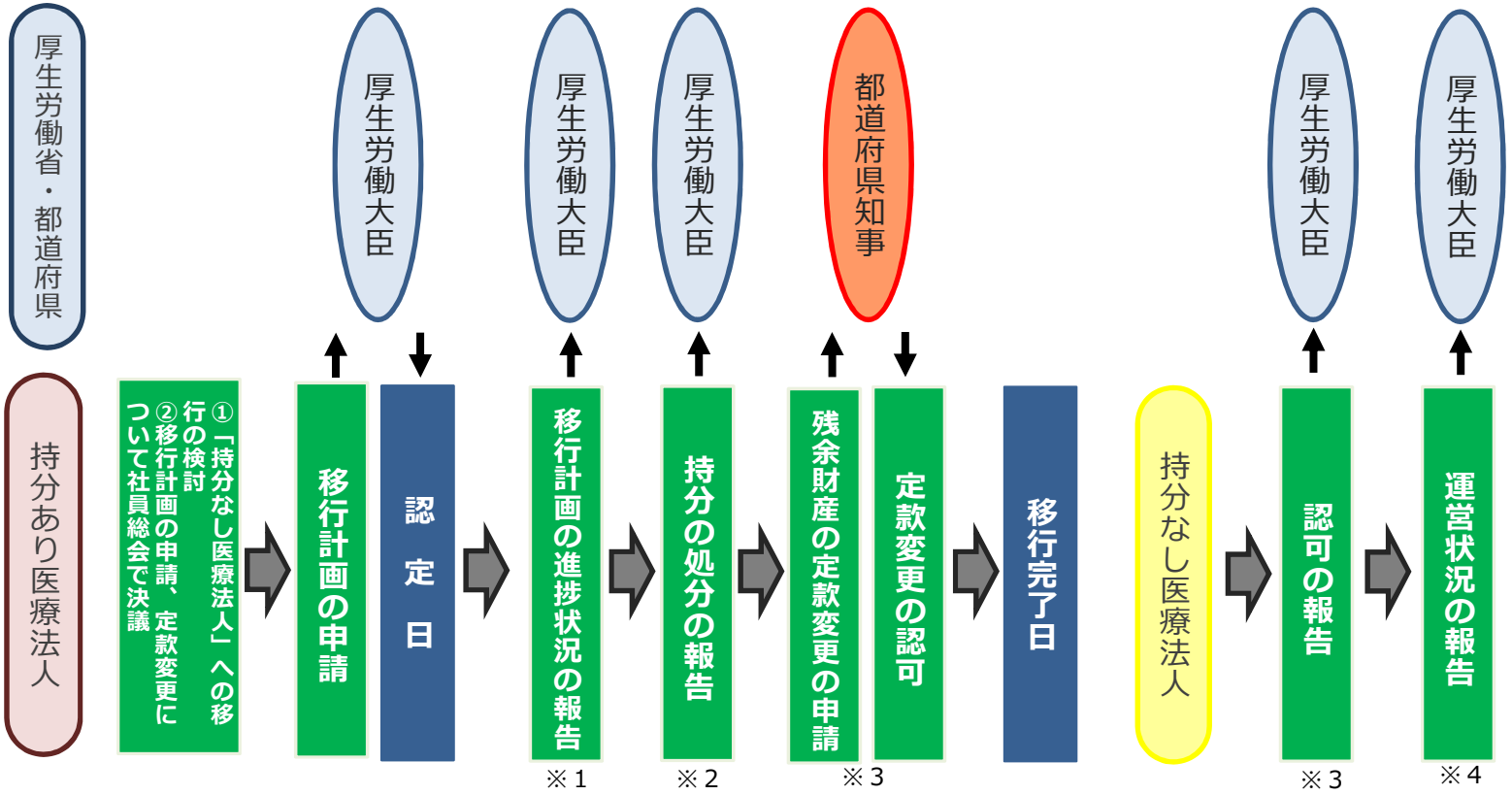

※１　移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、認定日から１年を経過するごとに、３か月以内に厚生労働大臣に移行計画の進捗状況を報告する。
※２　移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、出資者に持分の処分（放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等）があった場合、３か月以内に厚生労働大臣に出資の状況を報告する。
※３　移行期限までに、残余財産の帰属先に関する定款変更の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行完了後、３か月以内に厚生労働大臣に定款変更の認可を受けた報告を行う。
※４　移行完了後、
①５年を経過するまでの間…１年を経過するごとに、３か月以内に厚生労働大臣に運営状況を報告する。
②５年を経過してから６年を経過するまでの間…５年１０か月を経過する日までに厚生労働大臣に運営状況を報告する。

移行計画認定の申請書類

改正前（令和2年3月31日）まで

移行計画認定の申請書類※1

イ　移行計画認定申請書（附則様式第１）

ロ　移行計画（附則様式第２）

ハ　定款変更案（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び新旧対照表

ニ　出資者名簿（附則様式第３）

ホ　社員総会の議事録（移行計画の申請、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更）

ヘ　直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書

ト　運営に関する要件該当の説明資料

改正後（令和2年4月1日）以降

移行計画認定の申請書類※1

イ　移行計画認定申請書（附則様式第１）

ロ　移行計画（附則様式第２）

ハ　定款（申請時点のもの）

ニ　出資者名簿（附則様式第３）

ホ　社員総会の議事録（移行計画の申請）

ヘ　直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書

ト　運営に関する要件該当の説明資料

※１　移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、イ～トを厚生労働大臣に提出する。

医療法施行規則の一部を改正する省令の経過措置

【経過措置の内容】
　移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更の廃止は、令和２年４月１日以後にされる定款変更申請に適用する。
　令和２年３月３１日以前に、移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更を都道府県に申請した場合は、都道府県の事務手続きが４月以降となっても、認可を受けて（※１）、当該認可を受けた旨を厚生労働大臣へ報告する必要がある（※２）。

※１　厚生労働大臣の移行計画の認定を受けた日から３ヶ月以内に、都道府県の定款変更認可を受けること。
※２　都道府県の定款変更認可を受けた日から３ヶ月以内に、厚生労働大臣へ報告すること。

「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和２年厚生労働省令第54号）
【経過措置】
　新規則第57条、第59条及び第60条第２項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和23年法律第205号）第54条の９第３項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとすること。また、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととする。なお、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。